

経済産業常任委員会報告書

令和4年6月21日第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年11月28日

七飯町議会議長 木下 敏 様

経済産業常任委員会

委員長 畑 中 静 一

記

【所管事務調査事項】

- ・ふるさと納税について
- ・上水道の現状について

令和4年7月5日、8月8日、29日、10月3日、11月17日、28日の6日間、委員会を開催し、商工労働観光課長、上下水道課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取とともに現地視察を行った。

また、11月7日から10日までの4日間、宮崎県小林市と鹿児島県伊佐市での行政視察を行った。

◆ふるさと納税について

1. 調査の目的

ふるさと納税は寄付金により自主財源の向上を見込める制度である。北海道では海に隣接する自治体の海産物が返礼品として人気であり多額の寄付を集めている。海のない七飯町をふるさと納税を通じて活性化させるために実態調査を行った。

2. 調査の方法

ポータルサイトごとの寄付額の状況（令和2年度及び令和3年度）、ポータルサイトごとの返礼品の状況（上位5品目）、海のない自治体のふるさと納税の状況、返礼品開発に対する補助制度の実態の資料提出を求め、商工労働観光課長への聴取調査及び、海のない自治体で寄付額が増加傾向にある宮崎県小林市を先進地として訪問し調査を行った。

3. 七飯町のふるさと納税について

(1) 寄付額及び返礼品の状況

①寄付額の状況（令和2年度及び令和3年度）

令和2年度はふるさと納税の窓口となるポータルサイトを『さとふる』と『ふるさとチョイス』の2つを運営していた。令和3年度では新たに『楽天』と『三越伊勢丹』の2つを追加し、令和3年度末の時点で、合計4つのポータルサイトを運営している。

各ポータルサイトの令和2年度及び令和3年度の寄付件数及び寄付額、1件あたりの寄付額は下記の<表-1><表-2>の通りである。

<表-1>令和2年度におけるポータルサイトごとの寄付額等の状況

ポータルサイト名	寄付額	寄付件数	1件当たりの寄付額
さとふる	10,432千円(31.4%)	775件(52.3%)	13千円 / 円
ふるさとチョイス	22,766千円(68.6%)	708件(47.7%)	32千円 / 円
合計	33,198千円	1,483件	22千円 / 円

<表-2>令和3年度におけるポータルサイトごとの寄付額等の状況

ポータルサイト名	寄付額	寄付件数	1件当たりの寄付額
さとふる	28,343千円(34.3%)	1,898件(30.8%)	15千円 / 円
ふるさとチョイス	36,196千円(43.9%)	2,433件(39.4%)	15千円 / 円
楽天	13,049千円(15.8%)	1,608件(26.1%)	8千円 / 円
三越伊勢丹	4,881千円(6.0%)	228件(3.7%)	21千円 / 円
合計	82,469千円	6,167件	13千円 / 円

②人気のある返礼品

令和2年度の件数別返礼品人気順位では、さとふるはじゃがいもバターセット、ふるさとチョイスは天然水がそれぞれ1位となっている。次いで地ビールやガラナ、りんご等の返礼品が概ね横ばいに並んでいる。令和3年度では、4つのポータルサイトで1位は冷凍ホタテ貝柱となり全体の半数近くを占めている。

(2) 寄付金の用途

寄付金は町の財源として以下の7項目において使用される。

- ・健康・福祉・医療の増進を図る事業
- ・学術・文化・芸術・スポーツ振興を図る事業
- ・地域づくりの増進を図る事業
- ・子どもの健全な育成を図る事業
- ・観光・レクリエーションの振興を図る事業
- ・国際交流、地域間交流の推進を図る事業
- ・その他、町長が認める公益的な事業

4. 事務調査のための委員派遣を行った

- 1) 調査事項 ふるさと納税について
- 2) 派遣期間 自 令和4年11月7日
 至 令和4年11月10日
- 3) 派遣先 宮崎県小林市

【行政視察調査事項】

1 宮崎県小林市の概要

小林市は宮崎県の南西部に位置し、市域北東部で熊本県、市域の南西部で鹿児島県と隣接する海のない自治体である。市の一部が霧島連山の北東部にあたり、多数の山々を市域に含み、また、カルデラが陥没した小林盆地の北部が市の中心市街地となっている。

また、宮崎牛を中心とした畜産が盛んである。令和4年10月6日から10日にかけて開催された第12回全国和牛能力共進会（通称、「和牛のオリンピック」）において、小林市で生育された和牛が宮崎県代表として出場し、内閣総理大臣賞を受賞するなど、小林市の和牛は全国的に見て高い評価を受けている。

2 小林市のふるさと納税の取り組み状況

（1）小林市の現状について

小林市のふるさと納税の寄付額の推移をみると、ふるさと納税制度での返礼品が全国的に浸透し始めた平成26年度から平成28年度、令和2年度から令和3年度にかけて急激に寄付額を伸ばしており、総務省の発表によると令和3年度に14億40万3千円と過去最多の寄付額を記録した。返礼品の類型別の順位は1位が宮崎牛、2位が天然水の定期便、3位がマンゴー、4位が肉類の加工品、5位がぶどう（主としてシャインマスカット）となっており、宮崎牛の人気の高さがうかがえる。

（2）小林市のふるさと納税の取り組み状況について

小林市は「ふるさと納税で地元を元気に！！」をミッションとして掲げ、取り組んでいる。これを踏まえ、ふるさと納税を通じて『知ってもらおう・ファンになってもらう・共感してもらおう・応援（選んで）もらう』を実践することで結果的に関係人口拡大や地域活性化等の地方創生につなげる事を目指しており、ふるさと納税自体は地方創生のための一つ的手段としてとらえている。また、寄付額において、概ね10億円を目標として設定しており、令和3年度は目標額を大きく上回る14億40万3千円の寄付を集めた。令和2年度と令和3年度の寄付額の伸び率は約200パーセントとなっている。増加の要因としては、効果的なプロモーションを実施した事、寄付者のニーズに沿った返礼品の開発・見直しを実施した事が挙げられていた。効果的プロモーションの実施について、小林市では「ハッシンコバヤシ！！プロジェクト」を実施している。このプロジェクトはファン獲得や関係人口の拡大、地元の人々の郷土愛を醸成し観光や消費等への具体的

な行動につなげる、地域の人をいきいきとさせることを目的としており、地域住民と共に小林市の魅力を広めていくものである。具体的な取り組みとしてローカルCMの作成や地元高校生からなる高校生記者クラブの発足等の事業を実施している。このローカルCMは地域住民の男性3人が出演し、職員が自主制作したものであるが、大手の広告代理店が作成したローカルCMを抑えローカルCM大賞を受賞しており、大きな反響を生んだ。また、返礼品の開発・見直しについて、主体は地元企業という考えの下、ふるさと納税の流行や情勢を踏まえ市職員がアドバイスをするというものである。加えて、新商品を開発するにあたって地域課題解決型ビジネスに沿った商品開発の場合は、『起業化支援プロジェクト』というクラウドファンディングを活用した協力も実施している。

寄付者が選択できる用途項目は子育て支援、教育環境の整備、防災、文化の継続、産業の維持、健康の維持、その他市長の判断する用途の7つある。特に用途に子育て支援を選択する寄付者が多く令和3年度では全体の3割ほどを占めている。また、産業の維持において、基幹産業である畜産の抱えている後継者問題等を寄付金による投資をすることで解決できるのではないかと期待を寄せている。

平成25年にふるさと納税が本格化した際に、話題づくりや商品のプロデュース等を多角的な視点から実施し寄付者のニーズを幅広く汲み取り反映するために年齢や所属課に関係なく横断的なプロジェクトチームを発足している。

(3) 個別プロジェクトの実施

小林市は、ふるさと納税を通じ地方創生をすることを目標としているため、直接のふるさと納税以外にも様々なプロジェクトを合わせて行っている。

① B印プロジェクト

『B印プロジェクト』はSDGsとふるさと納税を組み合わせたプロジェクトである。地域の製菓店や農業従事者等と協力し、本来ならば廃棄や自家消費する商品をリブランディングし、ふるさと納税の返礼品として商品化する。このことにより、フードロスの削減や地域経済への寄与等の効果を創出している。

② 起業化支援プロジェクト

『起業化支援プロジェクト』は地域課題解決型ビジネスの起業を支援するプロジェクトである。支援を要望する事業者・新規事業者を広く募り、市の方で審査する。審査を通過した事業をクラウドファンディングを用いて小林市の承認を受けた事業としてPRし、また、一部費用をふるさと納税で得た寄付金を原資として補助する。令和3年度は2件の企業実績がある。

5. まとめ

寄付額の増加を図るためには、単価を高めることが有効と考える。そのためには七飯町全体のブランド力の向上が重要である。

また、ふるさと納税の本質は「ふるさと納税を通じて出身地に貢献する」である。そのため今後のまちづくりの指針が基盤となり、それを明確化させ、充実を図ることで寄付者の期待感を持たせ、リピーターにつながる。小林市はふるさと納税を地方創生・地域活性化のための一つ的手段ととらえており、ふるさと納税を通じて地域に何を残せるのかを重視していた。七飯町においても、寄付額だけではなく、ふるさと納税の先を見据えた新たな視点が求められる。

◆上水道の現状について

1. 調査の目的

七飯町では、水道ビジョン（平成25年度策定）並びに経営戦略（平成30年度策定）の見直しを現在進めている。見直しにあたり、管路、施設等の老朽化の状況とその更新に関する調査を行った。

2. 調査の方法

施設の概要、維持管理状況、埋設されている水道管の状況と更新計画、地区ごとの人口と水道利用量（5年分）、災害時の対応の資料提出を求め上下水道課長への聴取調査、水道施設の現地調査及び、給水人口や水道構成で類似する鹿児島県伊佐市を先進地として訪問し調査を行った。

3. 七飯町の上水道の現状について

(1) 水道施設

①主要施設の種別及び箇所について

主要施設は取水施設、浄水施設及び配水施設に分かれている。また、水源は湧水と深井戸であり、表流水を利用していないため、ろ過施設を有していない。具体的な地区ごとの各施設の箇所や水量等については<表-3>の通りである。

<表-3>主要施設の箇所数と水量一覧

種別	区分		七飯地区		藤城地区		大沼地区		合計	
			箇所	水量	箇所	水量	箇所	水量	箇所	水量
取水施設	水源	湧水	6	5,673 m ³ /日	0	0 m ³ /日	5	1,802 m ³ /日	11	7,475 m ³ /日
		深井戸	7	5,112 m ³ /日	3	822 m ³ /日	1	500 m ³ /日	11	6,434 m ³ /日
浄水施設	塩素滅菌		6	10,785 m ³ /日	4	822 m ³ /日	4	2,302 m ³ /日	14	13,909 m ³ /日
配水施設	配水池		3	4,000 m ³	4	1,160 m ³	4	1,832 m ³	11	6,992 m ³
	その他		3	233 m ³	1	50 m ³	1	62 m ³	5	345 m ³

②整備年次等

地理的要因や町水道移管前の各地区組合水道からの資産の受贈、人口や商工業施設の有無等の社会的要因等から地区ごとに各施設の割合が異なる。また、整備年次の違いもあるため、整備年次や種別は<表-4>の通りである。

<表-4>地区ごとの整備年時等

地区	説明
七飯地区	昭和 51 年度から令和 3 年度までの期間に水源（予備を含む）13 箇所、浄水施設 6 箇所、昭和 51 年度から平成 15 年度の期間に配水施設 6 箇所を整備。昭和 50 年代に整備された七飯地区の施設は、水源 38.5%、浄水 33.3%、配水 83.3% となっている。
藤城地区	昭和 63 年度から平成 19 年度までの期間に水源 3 箇所、昭和 63 年度から平成 20 年度までに浄水施設 4 箇所、配水施設 5 箇所を整備しているが、七飯上水の中でも新しい施設が多くなっている。
大沼地区	昭和 31 年度から平成 4 年度までの期間に、水源 6 箇所、昭和 59 年度から平成 18 年度の期間に浄水施設 4 箇所、配水施設 5 箇所を整備、昭和 50 年代以前に整備された大沼地区の施設は、水源 83.3%、昭和 50 年代に整備された施設は浄水施設 50.0%、配水施設 40.0%となっている。

(2) 管路

①水道管布設状況

令和 3 年度末の七飯町に布設されている水道管の総延長は約 3 2 3 キロメートルになり、このうち経過年数が 4 1 年以上 5 0 年未満の水道管は全体の 2 5 . 1 パーセントの約 8 1 キロメートル、経過年数が 5 1 年以上の水道管は全体の 2 . 0 パーセントの約 6 キロメートルと全体的に布設から年月が経過しており、更新を必要としてきている。各地区の布設状況は<表-5>の通りである。

<表-5>地区ごとの水道管布設状況

地区	布設延長 (m)	健全資産 ^{※1} (m)	耐用年数超過資産 (m)	
			経年化資産 ^{※2}	老朽化資産 ^{※3}
七飯地区	194,563	115,562	73,547	5,454
藤城地区	58,135	54,599	3,536	0
大沼地区	70,951	65,623	4,156	1,172

※1 健全資産とは布設から 4 0 年以内の管路のこと。

※2 経年化資産とは布設から 4 1 年以上 5 0 年未満の管路のこと。

※3 老朽化資産とは布設から 5 0 年以上経過した管路のこと。

②管路の更新計画

水道管の更新は、令和 3 年度に策定した「七飯町耐震化計画」に基づき、令和 3 年度から令和 1 2 年度までの年次計画をもとに、更新事業を実施している。この更新事業計画では、令和 1 2 年度までに延長約 1 7 キロメートルで概算費用 1 3 億 5 , 9 3 5 万 2 千円の事業計画となっている。

これらの事業計画の支出と水道料金等による収入に関する見込みについては、「七飯町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に直近の人口動態等を反映し、

将来の給水人口並びに水需要等を考慮した改定見込みの経営戦略を基に、収支均衡を図りながら、必要な財源等の確保を図る予定となっている。

4. 事務調査のための委員派遣を行った

- 1) 調査事項 上水道の現状について
- 2) 派遣期間 自 令和4年11月7日
至 令和4年11月10日
- 3) 派遣先 鹿児島県伊佐市

【行政視察調査事項】

1 鹿児島県伊佐市の概要

伊佐市は宮崎県、熊本県に隣接する鹿児島県本土最北の市である。九州山地に囲まれた盆地に囲まれ、昼夜間の寒暖差が大きく九州地方の中でも比較的寒冷であるため、「鹿児島の北海道」といわれている。平成28年1月25日に最低気温マイナス15.2度を記録した際には、水道管が破裂し空き家を含む約3,000戸が被害を受けた。また、山間部に位置しているため水源に恵まれており、「日本水源の森百選」に選ばれた奥十曾溪谷おくじっそけいこくや一級河川の川内川せんだいがわ等がある。

市内を流れる川内川とその支流が合流する地点は曾木の滝といわれる大瀑布を形成しており、雄大な自然を身近に感じることができる観光の名所となっている。

人口は令和4年10月1日現在で24,346人、山間部に位置しているため全体を通して七飯町と類似しているが、平成20年に大口市と菱刈町が新設合併して誕生した経緯がある。

2 伊佐市の上水道事業

(1) 伊佐市の上水道の概要

①水道事業計画

伊佐市水道事業計画は令和元年に事業変更を行った。詳細に関しては<表-6>の通りである。また、水道事業認可申請時に菱刈・崎山簡易水道事業を廃止し、伊佐市水道事業（上水道事業）に事業認可を統合した。

<表-6>伊佐市水道事業計画

項目	認可事項等
計画目標年度	令和10年度
計画給水人口	20,720人
計画1日平均給水量	5,647m ³ /日
計画1日最大給水量	8,260m ³ /日

②水道事業経営状況

令和2年度及び令和3年度の経営状況は<表-7>の通りである。

<表-7>伊佐市水道事業経営状況（令和3年度決算より算出）

項目	令和3年度	令和2年度
給水戸数	10,103戸	10,166戸
給水収益（税抜）	300,220,380円	306,585,398円
営業利益	30,968,695円	25,349,394円
給水単価	157.25円	157.08円
給水原価	140.02円	141.37円

（2）伊佐市の水道事業の状況について

①更新計画

耐用年数を目安に更新していく事を基本とするが、耐用年数を迎えた管路を一括して更新していく事は現実的に困難である。そのため、年間事業費を1億5千万円と設定し、その金額の中から管路の重要度や漏水の頻度等を総括的に判断し優先度をつけて更新している。また、令和3年度からの更新計画において、水道管路緊急改善事業を活用し鹿児島県から該当事業費の1/3の補助金、地元負担分の1/4のうち50%（出資債交付税措置分）を出資金として市の一般会計から受け更新事業の一部を実施している。この制度は北海道にもあるが公営企業の経営的判断並びに該当事業がなかった事から令和3年度末において七飯町では利用していないが、今後、導水管更新等での活用を検討している。

②水道料金

伊佐市の水道料金は一般用のみ規定している^{ていぞう}逦増型料金体系をとっている（<表-8>参照）。基本料金は七飯町と比較すると低い状態にあるが、11m³以降の従量料金は七飯町より高い状況である。これは、伊佐市が平成20年に新設合併した際に、合併する自治体で水道料金を統一するために料金の低い地域に合わせる形で料金改定を行った結果である。しかし、当時と現在では経営戦略や給水人口等の状況に変化があり、今後、財政状況や地域住民の福祉サービス等を考慮し、公正妥当な料金になるように改定を行う予定である。

<表-8>伊佐市水道料金一覧表

用途	メーターの口径 (mm)	基本料金 (1 か月あたり) ※	従量料金従量料金 1 m ³ あたりの単価	
一般用	13	440 円	1 m ³ ～10 m ³	80 円
	20	760 円		
	25	1,020 円		
	30	1,470 円	11 m ³ ～20 m ³	140 円
	40	2,550 円		
	50	5,440 円	21 m ³ ～	180 円
	75	9,840 円		

※ 水道水の利用量は基本料金に影響しない。

③周辺自治体との連携について

鹿児島県の「水道広域化推進プラン（仮称）」により、近隣自治体との量水器や次亜塩素酸ナトリウム等の共同調達、財務会計システムの共同化等が示されている。しかし、地理的、地形的な要因から連絡管等の設備面での広域化は容易ではなく、事務的な面での広域化が主体となる提案がなされている。

④災害時の連携について

地震や水害等により水道災害が発生した際は、伊佐市、霧島市、始良市、湧水町による相互応援協定に基づき、給水車による支援等の応援協力体制を整備している。また、大規模な災害発生により近隣自治体からの応援が見込めない場合は、日本水道協会を通じて給水車の支援を受ける等の対応を想定している。

5. まとめ

経営環境等において類似する伊佐市においても七飯町と同様に水道施設の老朽化に対する対策が急務となっており、国の補助事業を活用しての老朽化対策を、市の一般会計と共同で事業実施するスキームが確立されていた。また、水道経営への影響を考慮した更新計画と事業継続に関する経営指針等も整理されていた。

七飯町も配水管の老朽化対策を主に実施していたが、今後耐用年数を迎える水道施設等の更新の際には、同様の補助金を活用し経営状況への影響を少なくする形での実施が必要である事はもとより、視察先担当者から平成20年に実施された水道料金の引き下げにより、現在の経営に少なからずの影響を及ぼしているとの説明を鑑みれば、経営判断が将来に及ぼす影響も考慮する必要があると考える。

水道施設の老朽化対策の先送りは、水道事業継続のリスクを増大させる事のみならず、漏水事故等の発生により利用者への影響が甚大となるため、早急に取り組むべき事項である。また、その資金の確保等、より慎重な経営が求められる。